

社会福祉法人マーシ園 公益通報者保護規程

(目的)

第1条 この公益通報者保護規程は、社会福祉法人マーシ園（以下「法人」という。）又は法人の職員等の法令違反行為、倫理上問題のある行為などの通報又は相談（以下「公益通報」という。）の適正な処理の仕組みを定め、不正行為等の早期発見と是正を図るとともに、公益通報した職員等（以下「通報者」という。）が不利益な取扱いを受けることを防止することを目的とする。

(窓口)

第2条 通報者からの公益通報を受け付ける窓口並びに法令違反行為に該当するかを確認する等の相談に応じる窓口を法人本部事務局に設置する。

(通報の方法)

第3条 公益通報は、電話、電子メール、ファックス、文書、面談等の方法とする。

(通報者)

第4条 通報者は、法人評議員、役員、職員（退任・退職者を含む。）とする。

(調査)

第5条 公益通報された事項に関する事実関係の調査は、法人本部事務局が行う。

2 調査にあたっての責任者は、法人本部事務局長とする。

3 責任者は調査する内容によって、関係部署のメンバーからなる調査チームを設置することができる。

(協力義務)

第6条 前条の調査担当者は、関係部署に公益通報された内容の事実関係の調査に際して協力を求めることができる。

2 関係部署は、公益通報に係る事実関係の調査に際して協力を求められた場合は、調査担当者に協力しなければならない。

(是正措置)

第7条 調査の結果、不正行為等が明らかになった場合には、法人は速やかに是正措置及び再発防止措置を講じなければならない。

(職員等の処分)

第8条 調査の結果、不正行為等が明らかになった場合には、法人は当該行為に関与した者に対し、法人就業規則に従って処分を課すことができる。

(通報者の保護)

第9条 法人は、通報者が公益通報したことを理由として、通報者に対して解雇その他いかなる不利益な取扱いも行ってはならない。

2 法人は、通報者が公益通報したことを理由として、通報者の職場環境が悪化することのないように、適切な措置を執らなければならない。また、通報者に対して不利益な取扱いや嫌がらせ等を行った者がいた場合には、法人就業規則に従って処分を課すことができる。

(守秘義務)

第10条 法人及び本規程に定める業務に携わる者は、通報された内容及び調査で得られた個人情報を開示してはならない。

2 法人は正当な理由なく個人情報を開示した者に対し、法人就業規則に従って処分を課すことができる。

(通知)

第11条 法人は、通報者に対して、調査結果及び是正結果について、被通報者のプライバシーに配慮しつつ、遅滞なく通知しなければならない。

(不正の目的)

第12条 通報者は、虚偽の通報や、他人を誹謗中傷する通報、その他不正目的の通報をしてはならない。法人は、そのような通報を行った者に対し、法人就業規則に従って処分を課すことができる。

(公益通報を受けた者の責務)

第13条 公益通報を受けた者は、公益通報業務に携わる者でない場合であっても、本規程に準じて通報者の秘密を保護するなど適正に対応するよう努めなければならない。

(その他)

第14条 この規程に定めるもののほか、公益通報者保護に関し必要な事項は、理事長が別に定める。

附 則

この規程は、令和3年3月26日から施行する。